

## 令和3年度第2回岩手県文化財保護審議会議事録（審議）

（熊谷会長）

本日、教育長から諮問された案件の3件につきまして、事務局から説明をお願いします。

（岩淵文化財課長）

※各諮問物件調書の読み上げ。

P.16) 盛岡藩操座元鈴江四郎兵衛関係資料

P.28-29) 南日詰大神楽

P.38) 久慈城跡

（熊谷会長）

ただいま事務局より諮問された3件について、諮問物件調書に基づきまして、県の指定基準の該当する箇所の確認も含めまして提案頂きました。

これからの審議でございますが、それぞれの案件につきまして調査を担当された委員から追加の説明を頂きまして、その後に案件ごとに質疑を行いたいと思います。評決につきましては、それぞれの質疑が終わった後に、3件まとめて行いたいと思います。

また、今回諮問されました、盛岡藩操座元鈴江四郎兵衛関係資料と南日詰大神楽につきましては、関係資料を会場に展示しております。後ほど担当された委員から説明を頂いた後にご覧いただきたいと思います。

それでは、1件目「盛岡藩操座元鈴江四郎兵衛関係資料」を担当されました山本委員から追加の説明をお願いします。

### 【1件目：盛岡藩操座元鈴江四郎兵衛関係資料】

（山本委員）

それでは説明させていただきます。盛岡藩操座元鈴江四郎兵衛関係資料39点になります。こちらの方は、鈴江アイさんという方、白黒写真の右側の方ですが、鈴江アイさんが昭和62年に県立博物館に見えまして、その時に鈴江さんのところにあるお稲荷さん、神社に納められている棟札を持ってきて、それがきっかけで操り人形が、鈴江さんのところにあるということが分かりました。それで、鈴江アイさんのとなりの操り人形みたいな顔をしている人が、35年前の私ですけれども、アイさんが三番叟を持って、隣の者が恵比須さんを持っているときの写真です。これがきっかけになります。

これが、どのような資料か一通り説明したいと思いますけれども、三番叟、それから千歳、このようなお人形ですが、後ろの方に三番叟につきましては展示してあります。三番叟ですけれどもこちらのかしらの方を大きく写真に出していますけれども、からくりがありません。このからくりは後世になって付けられたものと考えられます。

こちらは千歳ですけれども、千歳はこのようなかしらで、三番叟もそれから千歳の方も顔

の方には胡粉が塗ってあります。三番叟の方は岩絵の具で白く仕上げられているんですけども、この岩絵の具は後にからくりを付けるときに塗られたものではないかと思います。

こちらの三番叟の方は、胴串があります。まあ、みんな人形には胴串があるんですけども、その中で、この三番叟の胴串は短いものになっています。腰の方から手を差し込んで、袴の後ろから操り師の腕が入るようになっていてということです。一人遣いというふうに考えられます。

また、隣の千歳の方ですけども、こちらは、からくりは無いです。衣装などもご覧のとおりで見ていただければ、模様なども見ていただければと思いますけれども、操りの仕方は袴の後ろを開けて、中央に入れて、そこから操り師の腕が入るようになっています。こちらも一人遣いというふうに思います。こちらの人形の方にも内部には人形のかしらにつながる胴串と腕を動かす棒があります。腰のところに輪っかが取り付けられています。内部でするので見えませんが、内部にも輪っかが取り付けられています。

こちらの大きさですけども約 80 cm、そして顔の方ですけども 13 cm弱ということになります。そして足が無い。足が無いというところが一人遣いで足りる。足があれば一人では遣うことができないということで足が無いということも大きな特徴になるかと思います。

次に3体の写真をご覧いただきたいと思います。恵比須ですけども、こちらの方も顔にも胡粉が塗られています。あと、衣装が白いこうした布が、袍なんですけれども白の麻で作られています。袍の下には絹製の着物、中の方には着物を着ています。で、着物の裏地には麻布が使われています。袴は茶色の絹になります。こうした衣装がどのような素材かというのもその時代を決めるというふうに思っているんですけども、この恵比須様、操り師は袴の裾から手を入れて人形を操るということで、こちらも一人遣いと考えられるわけです。そして胴串ですね。中央に棒のような胴串がついている。頭につながる胴串がついています。真ん中、中央が女性になります。こちらは冠が付けられた跡なんかもあります。顔は胡粉を塗って白く仕上げられていますし、そして口元なども小さい、赤く付けられていますけれども、額の前の方には2つ点があって、その2つは位星というふうに言うんですけど、それが付いています。着物は赤い絹の一番上は赤い絹です。その絹に透かし模様が付いていて、裏地には赤の麻を使用しています。その下に無地の絹の着物を着ているという、そうになっています。

で、裳の方なんですけども、裏地にですね、無地の麻のなんですけども、その下の方に何かしら記号のようなものが書かれてありまして、それが報告書の方にありますが、こういう記号のようなものがあります。かしらから続く長い胴串があります。それは後ほどご覧いただきたいと思いますが、長い胴串があります。裳の裾の方から手を入れて、そして操るというふうに思います。こちら書いていませんがこちらも一人遣いということになります。

そして右端は男です。こちらにも冠が見えると思います。黄色の冠が載っています。冠には金箔が施されています。胡粉を塗って白く仕上げられたお顔で、細くつり上がった目と眉、赤い口元というふうなこういうお顔立ちになっています。こちらの方にも額のところに位

星が付いているということです。それから上に着ている着物が白い絹です。裏地には麻が使用されています。というふうな、そしてまた着物の袖はモジリ袖になっていて、中綿が入っていて綿が使われているということです。裳の裏地の方ですけど、そこには「冨」という文字が墨で書かれています。内部には頭から続く長い胴串と、腕に続く棒があります。裳の裾の方から手を入れて一人で操ったものと考えられます。

ちょっとこちらのかしらの操作のところをご覧いただきたいと思いますが、こちらの女性、女の内部です。このように長い胴串が中にあるわけです。これを握りながらお人形を操作するということになります。かしらに続くところなんです。これは三番叟のからくりを操作する時に、こんなふうに手を動かして、目と口を動くようにするということです。どちらも胴串で、三番叟の方の胴串は短いです。

これから説明する指人形をまずはご覧いただきたいと思いますが、操り人形よりも小さな指人形について説明いたします。

指人形、首管式という、こういう握り方をしますけれども、武官風の2体のお人形があります。指使い人形で武官風は2体です。着物もこんな風に似たような着物になっているわけですが、顔には胡粉が塗られていますし、束常（おいかけ）姿で格子柄の麻の着物を着ているのをわかりいただければと思います。絹の箔押し of 袍を着ている。どちらもそうになっています。袍の裏地には麻を使用しています。それからまた一体の右袖の裏地には一部和紙も使用されていますけれども、その和紙のところには「式拾文分 ■■ 右衛門」というふうな文字が書かれています。着物の裾から手を入れて、手のひらをいっぱい開いて親指と小指でも人形の袖を動かすという、こういう操り方になります。

今度3体ですけども、町人風ということで、こちらの3体が顔には胡粉が塗られています。額の部分は塗料がはげたりしているんですけども、目、鼻、口が描かれています。着物は絹の横の格子のものが着せられています。一番上に着ているのは絹です。裏地には藍染めの麻を使用しています。襟のところには紅い色の絹です。その下に同色の麻を使っているというふうなことになっていますし、また、この3体の人形の上にかしらだけ上に似たようなものということで、ちょっとあわせた感じでご覧いただいています。その上が3つのかしらはかしらだけ存在しているものです。下のお人形に付いているものとはまた別にかしらが3つあります。

そしてこちらが女官風のお人形になりますけれども、島田の髪型にして、髪は塗られたものです。黒く塗りつぶされています。そして、目、鼻、口は今言ったものですし、着物は絹で、紅、緑、金の糸で寛文模様の刺繍が施されています。裏地には麻が使われています。着物の裾の方にはちょっと厚みがあります。こういう操り人形と指遣い人形について説明をいたしました。

ちょっと指遣い人形のかしらについて見ていきたいと思いますが、指遣い人形の高さは40 cm弱で、こちら、ついているものでなくて別にあるかしら、3個のうちの一つです。ちょっとご覧いただくと下の方に着物を縫い付けた穴があります。着物を縫い付けるた

めに開けられた穴のようです。指を入れてかしらを動かすということになります。かしらの大きさが8cm弱。そして狐ですけれどもこちらの狐は狐の皮、頭の方からべらっとあるのが皮です。そしてその先端のほうに骨がついています。この狐も何らかの演目で使われたというふうに思います。そのほかになりますけれども、このような操り人形の付属品、手が2つあります。

これからは古文書の方なんですけれども、このような「道薫坊伝記」が2点あります。それから「覚」というのがありまして、ちょっと上の方、分かれていますんですけど同じもので、続きを写真2枚にしております。下の方にも「操師座元四郎兵衛之覚」があります。そして、ご祝儀三番、これは鈴江伝来の書ということで表紙にそのように書いてあります。

今度は操師座元の系譜を示すものが4点あります。こちらが1点だけで、持ってきていますので後ほどご覧いただければと思います。こちらが定4点。そして諸用書留帳ということで1点ですけど後ろの写真、そして中を開いた写真というふうにお見せしております。所願書留帳になります。表紙と裏の方の写真になります。それから棟札です。このように4点、表紙と写真を載せてあります。

これらは、このようなつづら、このつづらにはお人形が入っていました。見つかったときにはこの中にお人形が入っていました。なので、人形を入れる道具ではないかと思います。あくまでもそういうふうな、その他にも道具なども入れたのではないかということで、「カ」という言葉を入れてあります。そしてまた、文箱、これは道薫坊伝記を入れていたのではないかと思いますけれども、博物館で赤外線カメラで撮っていただきましたらば、このような文字が見えたということです。「操座元又右衛門」という字が見えてきたということです。

人形芝居についてちょっとお話しさせていただきますと、江戸時代の人形芝居は、江戸時代の中頃が大変盛んになるわけですがけれども、享保19年頃、その頃にそれまでであった人形浄瑠璃に文楽が加わります。そういうふうなものが私たちがよく知っている淡路人形、それから文楽なわけです。ところがこうした私たちが知っているこんなふうに全盛期の頃の人形芝居は三人遣いになるわけで、ところが鈴江家の人形は3人じゃなくて1人で操るという一人遣いだった。これは三人遣いよりも古いものであるという、ここまでは明らかかなことです。

で、最後の方になりますけれども、鈴江家の操り人形から見えてきたことを3点にまとめてみましたけれども、全国興行をやっている淡路人形なんですけれども、北限は福島県の高倉人形と考えられていたんですけれども、一人遣い、高倉人形は三人遣いなんですけど、一人遣いの淡路人形の時代を示す鈴江家の操り人形はそれを越えてかなり古い時代の盛岡に定着していることがわかりまして、本州の北限と言えるのではないかと思います。そして、人形の製作年代は不明です。すべて木製になっています。ですけれども、どこ産かというのが明らかになればいいんですけど、今のところははっきりと言うことができません。そういうことで、どこで作られたかというのがわからないものですから淡路人形ということができないんですね。ずっと私は操り人形というふうに言ってきましたけれども、操り人形と言って

きたのは淡路人形と言い切れないところがある。作ったところと年代が不明というところがあるわけです。それでもこの鈴江家の操り人形は一人遣いの形式で最も古いタイプに属すると。ただ、三番叟だけはさっきちょっと言いましたけれども、目と口が動くからくりが仕掛けられていますので、享保以後に作られた、仕掛けを付け加えられたのではないかと考えられます。

指遣い人形ですけれども、こちらは大変貴重な人形でして、製作年代はもしかしたら操り人形よりも時代が遡るのではないかと考えられます。近世初期から文楽に至る過渡期に位置する人形ということは注目できるわけです。

鈴江家の古文書から見えてきたことということで3つまとめてみてきましたけれど、まずは古文書の中に書いているのですけれども淡路国三原郡三条村の庄屋鈴江又五郎の第四郎兵衛が寛政15年から18年に盛岡にやってきた、ということがわかりました。それから延享5年から印判業を兼業しながら操り興行をもしていた。これは操り人形だけでは食べていけないということで、印判業もやることになった、そうやって生計を立てながらずっと明治に入る頃まで維持してきたということなわけです。

操座元四郎佐ですけれども、自分の一座で操り芝居を行うだけじゃなくて、他から来る操り人形とか常磐津とか寄浄瑠璃などの興行にも関わっていたということが、古文書からもわかります。ということで一通りご説明いたしました。

皆様のところにお配りしている「個性派役者勢ぞろい」という図録ですけど、こちらは県立博物館の木戸口さんが、一昨年企画展をやりましたときの図録でして、この中にとってもわかりやすくこの操り人形について書いてあります。こちらの方も併せてご覧いただければと思います。以上です。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

民俗資料として、江戸時代前期に遡る有形民俗文化財はめったにない、非常に重要な資料だと思います。何かご質問、ご意見、あるいは今回の場合は関係資料という形で操り人形だけではなくて関連の文書類も含めての指定ということになりますが、何かそれも含めまして、また質問、確認することがあればお願いいたします。

(窪寺委員)

調査報告書の記載の内容についてなんですけれども、報告の先生にお聞きしますけれども、17ページ三番叟のかしら、これにですね、「顔は胡粉塗り、岩絵の具で白く仕上げられている」と、これが後世の補彩であるということが想定されているらしいんですけども、白く仕上げられる岩絵の具というと、20世紀に入ってから、石英や大理石を原石とする白色顔料や水晶末が、白色絵具の顔料として大体20世紀以降に普及するんですね。で、この岩絵の具ってどのような種類のもので想定されているのでしょうか。

(山本委員)

岩絵の具の種類についてですね、ちょっとわからないのですけれども、いつか窪寺先生に

見ていただかなければいけないな、と思います。

**(窪寺委員)**

それはいいですけど、調査報告書として、これ記載するならば、「顔は胡粉塗り、後世に何らかの絵の具で白く仕上げられている」というふうに逃げた方が妥当なんじゃないですか。岩絵の具で白く塗るとなると、おそらく20世紀以降の補彩だと思うんですよね。そうしますと、20ページの下から2行目、「こうして鈴江家は寛永18年から明治初期までの230年以上もの間」云々は、ここと関係してくるので、岩絵の具と書くとおそらく1920年以降、明治初期ではない可能性が出てきてしまうのですよね。その点がちょっと報告書として載せたら不十分ではないかなと思いました。

**(山本委員)**

ありがとうございます。

**(熊谷会長)**

三番叟については、顔面の胡粉は後補というか、もう1回塗られているのは確かなんですけど、岩絵の具とすると年代的に新しくなるので、これは何らかの塗料を使って仕上げているとした方がいいというご意見でありましたし、それをやるとですね、人形群は明治に入ってから活動することはないわけですよ。そうすると時代的には、もう江戸時代で活動休止したとなると近代に入ってくる絵の具を使っていないとむしろ強調されると思いますので、その辺は検討してください。

あと何かございますでしょうか。

**(高橋あけみ委員)**

寛文模様の着物を着た人形があったと思うんですけど、これ以外の着物はいつぐらいのものとおみえられるのでしょうか。

着物を使っているというのが古い感じがするなと思っただけなんですけども、ただ、その寛文の時期に本当にその着物を人形たちに着せたのかどうかというのもちょっと考えなきゃいけないところかなと思います。で、享保19年より前のものと推定しているということで、お写真で見る限りですけど、確かに女官風の指人形とかは指人形のものについては古い感じがするんですけども、今絵が出ましたけれども、この2点の着物は確かにざっくり言って江戸前記から中期にいつてるところで確かに古そうだなという感じですね。特にあの女官風1となっているものの袖のオレンジ色の刺繍がありますけれども、このあたりは確かに寛文っぽい感じがします。それで、こうしたものが使われているというのは、着物の歴史的にも貴重だなと思っただけです。ただ、このほかの操り人形とか、千歳と三番叟とペアの着物みたいになってますけども、これも着物はいつなのかなと思っただけです。あの、後から別なものを揃えたわけかなと思ったりもしています。すみません、質問のような意見のような。あと、さっきの顔面の塗りなんですけど、本物を見ていないのでなんとも言えないんですけど、胡粉を塗ってつやを出したんじゃないのかなという気もしたので、窪寺先生のおっしゃったように調書については慎重になさった方がよいかなと思います。私からは以上

です。

(窪寺委員)

胡粉のつやはずっと気になっていまして、これは胡粉ないし、あるいは鉛白かもしれないけれど、油で磨いている感触はあります。以上です。

(熊谷会長)

後補であるかどうかを含めまして、いろいろ塗りとか衣装についてもうちちょっといろいろ断定的なところは避けたような調書の方がよろしいのではないかというご指摘だろうと思います。

さっきちょっと言い忘れたのですが、調書の中に印判師もして印判業も兼務していた。その文書もあるんですか。どれに該当するんですか。

(木戸口課長)

県立博物館の木戸口と申します。古文書の中で印判師をやったと思われるものは、「覚」のうちのもう1点の「覚」になりまして、「二葉屋四郎兵衛印判師之覚」でしたか、という形でございます。資料の中の26ページをご覧くださいと思います。26ページの22番の古文書、「覚」とございまして、こちらの中に印判師を許可していただいて、江戸屋敷にて印判業を習ってそして盛岡に戻ってきて印判師をやったと書かれてあります。

(熊谷会長)

それがすべて関係するものとして、直接操り人形には関係しないが、鈴江家を示すものだということですね。わかりました。

(山本委員)

鈴江家を示すものだというので鈴江四郎兵衛関係資料というふうに名前を付けたところでした。

(熊谷会長)

盛岡藩操座元とありますが、操座元というのは何か雑書か何かにもちゃんと出てくる言葉なんですね。20ページに操座元の中に「御」を付けてもいいよと許可をいただいたとあるんですが、そうすると「御操座元」ではなくて操座元の方が一般名称としては職名としてはそうなんだということで「御」はとって、ということですね。

(山本委員)

はい。

(熊谷会長)

本当に大変な貴重な資料だと思います。所有者は岩手県、所在地が県立博物館になっておりますが、この辺、鈴江家からきちんとした手続きをもって寄贈された物件であるということですね。

はい、わかりました。

それでは、この鈴江四郎兵衛関係資料についての審議はこれで閉じさせていただきたいと思います。

次に2件目の「南日詰大神楽」について、担当されました中嶋委員から追加の説明をお願いします。

## 【2件目：南日詰大神楽】

(中嶋委員)

よろしくお願いたします。まず、保持団体ですが、南日詰大神楽保存会となっています。会長は、高橋信(まこと)さんという方で、紫波郡紫波町南日詰字梅田の京伝地区に傳承されている大神楽です。P.30の傳來をご覧ください。どういった大神楽かと申しますと、七軒丁という、盛岡藩の庇護を受けた大神楽の芸能集団とされていますが、その流れをくむ六角大神楽、これは石鳥谷町の新堀の大神楽でございますが、六角大神楽を師匠として、六角流南日詰大神楽として明治20年代に結成されています。南日詰京田の初代の座元(座元というのは代表のことですが)である高橋一郎という方が、高橋孫十郎ら9名の連中と、新堀六角の佐藤秀右エ門忠兼・伊藤源次郎義信という方を師として招きました。そして六角大神楽から舞を伝授されたと伝えられています。以降、南日詰大神楽は、高橋孫十郎を中心に京田地区を中心とした地域住民により、担われております。

それでは、師匠にあたる六角大神楽について、ご説明いたします。六角大神楽というのは、七軒丁の流れをくむと申しました。そして、新堀に新堀八幡宮というのがございまして、その周辺の佐藤家、伊藤家によって担われてきた、江戸時代から続く大神楽と言われています。六角大神楽については詳細な調査報告が無い状況ですので、今回色々と調べました。だいたいの地域を特定し、昭和30年に到達するかしないかのところまでは、担っていた人たちがまだ生きていた、というふうに取り残されています。ですので、この六角大神楽の内容を知るにも南日詰大神楽というのが大事になってきます。七軒丁に関わる大神楽の事例は、岩手県内だけでなく青森県むつ市、秋田県など複数ございますが、古い資料を残しているところがあまりございません。その中のひとつである六角大神楽の弟子、それが南日詰大神楽と把握していただければと思います。

スライドに写っているのが、六角大神楽が伝えられた新堀八幡宮ですが、この周辺に師匠にあたる人たちが住んでいた。ここから教を乞うたという流れになります。ここまでの来歴になります。

経過でございます。P.31をご覧ください。現在は30～70歳代の9名の保存会員が「獅子舞」、「囃子舞」、「万歳」等11演目を保持しつつ、地域の神社例大祭での奉納や、県内各地の郷土芸能大会・イベントへの参加など、年間6回程の上演活動を行っています。令和2～3年はコロナ禍でなかなか上演の機会を得られない状況でしたが、神社祭礼での奉納は継続し、また紫波町のイベントと地区芸能鑑賞会では、辛うじて上演できていたという状況です。経過をお話ししますと、先ほど明治20年代に発足したとお話ししましたが、そこから太平洋戦争までは盛んに続いていたそうです。戦時中は舞手の減少により、一時的に継続ができ



なくなりましたが、昭和 24 年の 4 月には上演しているという記録がございますので、戦後まもなく活動を復活しているということになります。

そして、昭和 28 年には南日詰大神楽保存会を結成して、紫波郡の芸能保存会に加入しております。昭和 30 年には、紫波郡郷土芸能祭などに盛んに参加しております。昭和 30 年代、記録では昭和 35 年とありますが、度々、師匠の六角大神楽の方に、舞っている芸が正しいかどうかをチェックしてもらっています。昭和 35 年に、これはおそらく（六角大神楽の）最後の生き残りの方と伺いましたが、六角流の佐々木武夫氏を招き、3 日間の日程で六角流大神楽の研修会を開催していて、間違いはないという太鼓判を頂いております。この師匠から太鼓判を頂いていることが、のちに紫波町大神楽に非常に大きな功績を果たすこととなります。これについては、後ほどお話ししたいと思います。

行われる時期と場所ですが、地域だけではなく地域内外の神社の奉納、イベント等芸能祭、例えば、大槌とか盛岡市内にも呼ばれて披露しています。衣装等については、資料をご参照頂きたいと思います。袴をはくというのが一つの特徴かなと思います。道具については、明治 25 年 8 月銘の大神楽の幕が、現在もございます。会場にお持ちいただいておりますのでご参照ください。獅子ですが、獅子舞というのは悪魔祓い、祓い清めというのを目的の主体としますので、獅子舞の役割の方は、幣束と錫杖を持って舞うという決まりになっております。

それでは、P. 32 をご覧ください。演目につきましては、「獅子舞」、「囃子舞」、「万歳」の大きく分けると 3 つございます。その中に、例えば「囃子舞」の中には、大黒舞、恵比寿舞、木挽舞といった祝福芸が盛り込まれており、したがって、獅子舞をして祈祷をした後に、こういった「囃子舞」あるいは「万歳」等を行って、地域の人たちに喜んでもらうといった流れになっています。

芸態につきましては、囃し手は、太鼓、小太鼓、笛、手平鉦、そして獅子舞には 2 名必要ですので、最低 6 人いれば舞を披露できるという人数構成になっています。芸態につきましては、後ほどビデオを流しますので、それをご参照頂きたいと思います。

今、スライドの右側に写っておりますのが「万歳」、真ん中が「獅子舞」、左側が「囃子舞」という祝福芸でございます。

実際お持ちいただきましたが、日の出に夫婦岩という柄の明治 25 年 8 月銘のものです。現在新しいものを使っておりますが、同じ内容のものに仕上げられています。歌詞は、別紙にございますのでご参照ください。

儀式についてです。「獅子舞」は悪魔祓いと清めの祈祷の舞として重要です。神社例大祭や歳祝い、新宅祝いなどで、必ず最初に「獅子舞」が行われ、その場が祓い清められます。

「獅子舞」の中で太鼓と獅子の掛け合いがありますが、「お屋敷、お社中の悪魔を祓う」等の文言があります。これも今もなお担い手の方々が唱えています。さらに新宅祝いの際には「獅子舞」に「柱噛み」を加え、柄杓で四方に水を撒き火伏の祈祷を行います。

それでは、資料の P. 34 をご覧ください。これは非常に大事なことですが、先ほど、師匠か

ら太鼓判を頂いたということがのちの貢献に伝わるとお話ししましたが、周辺の大神楽、民俗芸能との関連についてお話ししたいと思います。実は、南日詰大神楽は、複数の団体に芸を伝承しています。師匠である六角大神楽は、主に紫波町、花巻市の主に湯元方面、旧東和町の小山田、主にそういったところに広められています。紫波町には、南日詰大神楽のほかに、沢田大神楽や中陣大神楽といった兄弟弟子にあたる大神楽がありましたが、その二つがだんだん弱っていきます。そこで南日詰大神楽が、兄弟弟子が廃絶しないように支援しております。自分たちの芸を教えるということで、この兄弟弟子にあたる神楽が現在も維持されております。そういったことで、今もお互いにつながっていて、人手の不足を補っているというような協力体制を持って活動をしています。それだけでなく、この南日詰大神楽で非常に面白いと思いますのが、大神楽同士の伝承だけでなく、祝いもの、めでたい芸を持っていますので、紫波町やその周辺の田植え踊りに芸の一つとして自分たちの祝福芸を教えています。今把握できるものでも9つは弟子にあたる芸能が点在しております。

それでは資料について (P. 37) ですが、いくつか明治時代あるいは大正時代の資料をお持ちです。本日、4つともお持ちいただいております。写真上段2つは、諸芸綴と申しまして、明治41年、明治43年に南日詰大神楽の高橋喜代人(きよと)氏がお書きになったものがございます。これを見ると当時行っていた演目というのがわかるのですが、狂言があります。狂言については、現在はやっていない状況で、それ以外は大抵できるというようなことです。左下が人名簿で、これは大正9年に稲藤という地域に南日詰大神楽が舞を教えたときに、稲藤大神楽の座元(代表者)からこういう人たちが、お宅(南日詰大神楽)の弟子になりますというような約束状のようなものを出されています。そして、右下にありますのが大神楽読本で、六角大神楽から直接渡されたものという伝承がございまして、これが一つの由緒になっています。どういう内容のものかといいますと、最初に歌、次に六角大神楽の師匠の名前、そして伝承された南日詰大神楽の方々の名前が載っています。これが一つの由緒になっているということなのですが、中身を拝見したところ、審議委員の小岩先生にも見て頂いたのですが、先代の方々、つまり師匠にあたる方々の戒名が記載されています。戒名が記載されているところから、後付けしたものかと考察しておりますが、明治27年の原本は、「伊藤源次郎が書きました」という記載もありますので、おそらく今お持ちの大神楽読本は、伊藤源次郎が書いた原本を写したものではないかと拝察しております。いずれにしてもこの大神楽読本が一つの由緒になっているということでございます。

最後に所見をお話ししたいと思います。重要な点を5つ挙げました。P. 34をご覧ください。まず演目の維持・保存についてです。県内において、七軒丁系の流れを汲むことが伝えられる大神楽は複数あるが、史料を残している団体はわずかであり、中断している事例や演目の一部のみを継承している事例も多いです。南日詰大神楽は七軒丁の流れをくむ六角大神楽の直弟子であり、成立由来も明確で師匠との師弟関係を長期間保ち、忠実にその舞を現代に継承しています。六角大神楽が中断した後も、当時から伝承される獅子舞(祈祷舞)・囃子舞・万歳の一連の演目の殆どを現在も維持・保存している点に価値があると考えます。

2 点目、保存会の活動と維持です。以前の活動の記録が保存されていて、当時盛んに大神楽を行っている様子がわかります。また戦後すぐに再活動し、昭和 40 年代に一時中断後も数年で復興、その後は休止・中断なく保存会の活動を行っています。座元（代表）家で獅子頭や諸道具、古記録を管理しており、保存会としてのこれまでの経過が明確です。現在の活動も、地元の京田八幡神社の例大祭だけでなく、紫波町内の複数の神社例大祭での奉納、県内各地の郷土芸能大会やイベントの参加など多岐に渡っています。

3 点目、保持団体の継続性・将来性についてです。地域での伝承活動への理解と協力が得られており、京田地区子供会での伝承活動は昭和 56 年から 40 年以上継続し、取り組まれている。これまでの担い手たちも、この伝承活動を通して成長後に保存会会員となっていて、今後の活動も可能である。

4 点目、地域貢献についてです。地元の神社例大祭や、京田地区の歳祝い行事に毎年奉納・祈祷しています。これは無償で行っています。この行事には子供達も参加するために地域の文化を体験し、伝承の機会ともなっている。以外の地域でも年中行事での上演依頼を受けて継続した地域貢献をしており、その果たす役割は大きい。

最後 5 点目、県内における大神楽の流派の位置づけについてです。師である六角流大神楽はすでに廃絶している状況下、南日詰大神楽が沢田大神楽や中陣大神楽などの六角流同門の神楽の復興を支えたこと、以外にも複数の地域に舞を伝授したことで、紫波町に六角系の大神楽が定着した。また、囃子舞や万歳を大神楽以外の芸能団体にも伝えていて影響を与えている。こうした意味で、七軒丁系の一流派である六角流の伝播の中核的存在として果たした役割は大きい。かつ岩手県内における大神楽の伝播を研究するうえで重要な存在です。

これらのことから、南日詰大神楽はその活動に歴史的裏付けを持ち、これまでの継続性、地域に果たす役割、今後の将来性を検討した結果、岩手県指定無形民俗文化財として指定するのにふさわしいものと考えます。

それでは、最後に動画をご覧いただきたいと思います。

#### ※獅子舞（祈祷舞）の動画視聴

獅子舞の概要を見ていただきました。この中で、悪魔祓いの言葉を述べる、幕を広げて獅子の脅威を見せるといった内容が盛り込まれています。衣装のことで、袴をはくのが一つの特徴とお話ししましたが、通常は黒い履物をはくのですが、伝承ではお殿様に見せてもいいように、このようにしているというお話もございます。以上となります。

#### （熊谷会長）

ありがとうございました。七軒丁に関わる南日詰の大神楽ということで、活動内容の素晴らしさ、伝承の信ぴょう性が高いというところがあるかと思っています。

（質問ですが）面はあるのでしょうか。

#### （中嶋委員）

面は無いです。大神楽なので、基本的に獅子頭を被ります。あとは、余興としての祝福芸

では、写真にもありますとおり、頭巾をかぶるといような内容で行います。

(熊谷会長)

そうすると、恵比寿舞や大黒舞も面を付けずに演じるということですか。

(中嶋委員)

そうなります。

(熊谷会長)

いい文献や幕もごぞいます。これの取扱いをどうするのか。無形民俗文化財の附の例がありますので検討をお願いします。

(窪寺委員)

先ほど、昭和に明治と同じ幕を作ったとお話いただきましたが、明治のものは残っているのでしょうか。

(中嶋委員)

はい。本日お持ちいただいたものは、明治のものです。

(窪寺委員)

わかりました。続けて質問です。獅子頭についてですが、P. 35 の右側の獅子頭は、時代はいつのものですか。

(中嶋委員)

通常、獅子頭の中には、銘があつたりするのですが、こちらには銘がございませんでした。しかし、特徴から江戸後期から明治頃のものではないかと拝察しております。

(窪寺委員)

わかりました。赤く塗られた左側の方は、よく見る(新しい)ものかと思しますので、有形文化財として考えるならば、このあたりは精査しなければならないと思います。

(中嶋委員)

これについては、開始当時からのものだそうですが、塗り直しているそうです。

(窪寺委員)

わかりました。ありがとうございました。

(高橋あけみ委員)

楽器のところですが、動画を見ていて大きな太鼓と小さい太鼓があつて、普通、能楽の方では、工芸的なイメージでいうと、小太鼓とおっしゃっているのを、太鼓といいます。記述をどうするかなのですが、団体でそのように呼称しているのであれば、それでいいのかもしれないですが、そのあたりの名前の付け方は検討された方が良くと思います。

それからP. 36に鼓の写真がありますが、こちらも名称をはっきりさせた方が良いでしょうと思います。

それからP. 33の資料に、大神楽読本というのが出てきますが、これは写本だということですが、そうであれば、「明治27年伊藤源次郎 原著」とするなど、写本とわかるような記載にした方が良いでしょうと思います。

それから質問ですが、陣羽織は、時代はいつ頃のものでしょうか。

(中嶋委員)

陣羽織は、現代のものです。決して古いものではございません。民俗芸能ですので、現代の資料も提示させていただきました。

(高橋あけみ委員)

ありがとうございました。

(熊谷会長)

それでは、大神楽読本については、書誌学的に成立がわかるように、記述をお願いします。それから、道具の名称についても、団体での呼称も踏まえたうえで、統一的なものに整理していただければと思います。

(高橋あけみ委員)

太鼓・小太鼓についてですが、大きな方の太鼓が、私にはイレギュラーなものに見えて、ただ、神楽の中では、割とこれがメジャーなのであれば、例えば、神楽太鼓(大)ですとか、小太鼓となっているのを、太鼓(小)とするとか、通常、太鼓と言われると、能楽の太鼓と誤ってしまいます。この報告書では、小太鼓と呼ばれるのが太鼓となっているので、そこが違和感があるところです。

それから、鼓については、大鼓と小鼓がありますが、胴を見ないと分からないので、そのあたりも、演じ手たちの呼称も含めて、大鼓とするのか小鼓とするのか、それとも単なる鼓とするのか、そのあたりについては、神楽や民俗の分野で呼び方があるのであれば、統一した方がよろしいと思います。

(熊谷会長)

それでは、これまでの指定物件の調査報告との整合性、また、演じ手の呼称も含めて確認いただきたいと思います。

(兼平委員)

六角大神楽、あるいは、六角流が大事かと思うのですが、これは何に拠るものなのでしょうか。南部公とか庄屋といった記載ですが、普通、肝入などと記載されるものかと思うのですが、そもそも、六角大神楽の由来は、何に拠るものか教えてください。

(中嶋委員)

これについては、保存会で記録している書類がございまして、それに基づいています。おそらく、高橋孫十郎など初代の方々が伝え聞いたものが書かれていると思います。したがって、六角大神楽の詳細を裏付けるというのは現段階では難しいです。今回の調査で確認したものをもとに記載いたしました。

(熊谷会長)

兼平委員が確認したい部分は、この記載に出典あるのか、あるいは口伝なのであればその旨を記載するなど、引用部分が明確になるようにということでしょうか。

(兼平委員)

六角大神楽が伝わる、あるいは六角流が伝わってそれが伝承されたことに意義があるのであれば、この六角大神楽の伝承の記述は、曖昧というか、いかにも近代になってから書かれている文書に見えます。江戸時代のものには見えないですので、出典を明らかにして頂きたいと思います。

※大神楽読本を実見した小岩弘明委員から補足説明。

(小岩委員)

大神楽読本についてですが、名前と戒名の筆者が違います。また、戒名を書くためにわざわざ一行取っています。そして最後に、「明治27年の原本 義信原著」と書いてありますので、まさに原本は義信が著したということだと思います。また、名前を先に書いて、後で戒名を確かめながら書いたのだらうと思います。また、顔が書いてありますが、スケッチのように書いてありますので、原本では無いだらうと思います。兼平委員ともご相談して確かめた方が良いでしょう。

### 【3件目：久慈城跡】

(高田委員)

それでは、久慈城跡について説明させていただきたいと思います。冒頭にある写真ですが、これが南西方向から撮影した最近の久慈城跡になります。雪をかぶっていて白くなっている所が久慈城跡です。久慈城跡の下のところに堀川という川が通っていて、それから更に杉林になりますけれども、こういうふうな感じですね。後で図面が出てきますけれども、城跡全体が独立丘陵のような形になっていますが、その一番高いところに中心の平場があって、それからずっと東の方向に延びていきます。この写真で言えば、こちらの方向に延びていきます。写真では、平場というか郭の方があまり出ていないので、部分的にしか見えないのですが、全体的にはこのような形になります。周辺に、すぐ下に谷底平野があって、それに下のところに現在の集落があって、そのすぐ上の独立丘陵の所に城を構築していることが分かります。

実は、向こう側にはもう一つ沢があって、手前の川との間に挟まれるような形で城が造られています。こういう城の造り方というのは、中世城館跡というよりはむしろ古代から中世にかけてよく言われる、まだ具体的にはあまりよく分かっていないことが多いのですが、いわゆる「蝦夷館」の形式に近いと、私これを見た時に非常に気になっていました。このことは後でまたお話しします。

このような形で、久慈市の今の市街地からだいたい6kmくらい西の方に行ったところにあります。現在の大川目町に所在しており、集落のすぐ上の独立丘陵のような所に城が造られています。久慈川は、久慈溪流からずっと続く久慈川ですね、これがずっとこの辺ありますし、それから現在の国道281号はここに在ります。現在の国道から少し離れたところに、

このような場所に久慈城跡が所在するということになります。

実は、地元の久慈市教育委員会で城跡の図面を作成しておりまして、私の方で平場になりそうな所に行ってみたんですよね。そしたらよく分かったのですが、ここの部分が標高 84～85m くらいが一番高い所で、それから徐々に低くなっていくというような形です。低くなっているところにそれぞれ平場があり、こことそれからここにも平場があります。それから更に延びて東の方にこういう 4 段から 5 段くらいの平場があるということになります。

その他に後で出てきますけれども、「堀切」と言いまして、堀をズドンと切ったような形になっています。この堀跡は、そのまま斜面をずっと窪んだまま下の方まで繋がっており、よく言う「豎堀」とか言われますけれども、そういうのがここにある。その南側の方にこのような形で、ほとんど地業した形跡はないのですが、このような尾根のような地形が残っていて、その下にも斜面がそのまま連なっているという形になります。以上のような形で、独立丘陵全体に城が造られているというようなことになります。

個人的に気になったのは、城の中に道路のようなものがありまして、この図面でいうと右手の方から幾つも段になっていて、それらの段々を上っていけるような形になっています。これからずっと上の平場の方にまで上っていけるのですが、その道路は右手の方に集中しているようです。現在は城の登り口になっており、ここの所に説明板があったりなど、色々なものがあるのですが、当時の古い一本道で考えるのであれば、どうも右手の方から上がっているのかなというふうな感じもします。それから、先程言いました堀跡は、ここはもう既に切金川でかなり削られてかなり広がっているのですが、これが川あるいは堀跡のような感じで、ずっと城跡を一巡しています。本来であれば、地形的には下の方にこのまま流れてもいいのですが、どうもそうはいかなくて、堀跡がこのように、これで言うと北東の方にずっとそのまま延びていっています。それでもう一つの川の方と合流するような形で全体を囲っているというような城跡になっています。

これは地元の教育委員会の方で名前を伏せて作っている図面なのですが、切金川とそれから堀川というもう一方の川になります。これがこの写真になります。先程説明しました一番の高い所が「主郭」となっており、城跡全体の中心だと思っています。それから、3m 位下がって、地元では「Ⅱノ郭」というような名前を付けています。それから更に 3～5m 程下がって「Ⅲノ郭」があり、平場は更にあと 2 箇所このような形でずっと連なっています。今回指定の範囲として挙げているのは、ここまでの平場になります。この内側の城跡部分に該当する範囲について、今回指定しようとするものであり、堀跡と城跡の間にある緩斜面は「馬場跡」と呼ばれていますけれども、これについては、今回は指定からは一応外しています。

そのようなことで、全体の城跡は、委員の方々も御覧になって分かるのではないかと思いますけれども、殆ど現代的な建物は無いですね。そういう意味でも、非常にきちんと保存されている、珍しい城跡だというふうに言えるのではないかと思います。また、城跡の「堀切」の南側の所には稲荷神社があります。ちょっとした鳥居と祠ですけれども、そういうのがあ

って、更に下の方の入口の所には牛頭天王社とか気比神社がありますが、この辺りには説明板などはありません。

先程言いましたように、今回の史跡指定の範囲は図で言えば黒で囲った部分、この部分を今回指定地にしようということで審議会にあげさせていただいています。この部分は実は所有者が一人です。そういうこともあって、今回はその部分を指定の範囲としたいと考えています。それから、ここにもありますように、「堀切」と「堅掘」があり、「堀切」がこの高いところからカットするような形になっていて、それがすぐ下の方まで窪んで残っているというふうなことになります。

今度は全体の写真ですけれども、位置から言うと、先程の城跡のすぐ近くの所に神社があり、そのすぐ右手の方のお寺さんがあります。これが南西方向からの写真になります。それから、逆に今度は西の方から見ると、同じような形で独立丘陵があり、これ全部が城跡になります。この写真が近くにあるお寺さんになります。

それからですね、従来、浄法寺城跡や久慈城跡というような形ですずっと言われてきたのですが、城跡の範囲が広がることも考えられます。先程お話した堀跡が、このような形で久慈城跡の周囲を巡っているのですが、ここで合流してさらにこちらに流れてくるのですが、実は堀跡は更に続いているようです。しかも、これもどうも手を加えたような感じでずっと続いているようです。ここにも「堀屋敷」という地名が残っておりまして、どうも城跡に関係するような感じだと思っています。私も、現地の方ですずっと見てきたのですが、明らかにこの部分を囲むような形に、もしかすると堀跡が下の方に、あるいはその埋もれている可能性もあると考えています。これは道路なのですが、道路の下に、もしかするとそういう堀跡の部分が埋まって、そのまま道路になったのかなというふうに思っています。そのようなことも、これは遺跡にもなっていないので、今後調査をして確認してから進めていかなければならないと思いますけれども、そのような可能性もあると思っております。

これは、入口の所にある「久慈城跡」という説明板です。平成元年に立てられています。標柱は、昭和48年に久慈市の指定史跡になった時に立てられたものです。「久慈城跡」の説明板は大掛かりに作られたもので、この場所が今の城跡の現在の入口ですけれども、このような形で、ここから城跡に上っていきます。入口の所に説明板があり、城跡中心部への道路が通っているという形です。道路の左手の方には、気比神社の小さな祠がありますし、それから反対側の方はずっと裾野の方に「馬場跡」と呼ばれる緩斜面があります。地元の方々は、久慈城跡という場所が分かり易いように、色々な旗を立てたり、説明板を作ったり、看板を立てたりしています。

これは、一番高い所の「主郭」の現在の状態ですが、このような形で平場の殆どに木が生えています。というのは、ここの地盤は地質調査して分かったのですが、地盤が砂岩層なのです。砂の層が固く締まった地層ですので、それを例えば畑にするとか、そういうのが殆ど出来ないような状況なのです。「主郭」は、山林以外に殆ど使われない状況になっていましたので、逆に言えば、そういう状況だから今までよく保存されたと思っております。



それから、この「主郭」のすぐ下に段差がありますけれども、その向こうの高い方が「主郭」で、3m位の段差を挟んで、また下の方に平場という形です。それから「Ⅲノ郭」がその下にあって、「Ⅲノ郭」と「Ⅱノ郭」の間が5m位の段差になっており、更に下の方に平場があるという形です。それから、城跡の一番先端部の方に行くとこのような段差になっていますが、それに沿うようにこのような道が続いています。特に、この箇所は下から斜めに上がってきて、鉤形に折れて、またすぐ上に上っていくという形になっていますので、そういう面では城に上っていく道としては非常に分かりやすいと思っています。この道は、そのままずっと郭の裾野の横を通って行って、そのまま「Ⅲノ郭」の方に続いています。

それから、「主郭」の南側の方にある「堀切」ですが、だいたい12m位の範囲で、長さで言えば3～4m位掘られています。このように掘られた堀跡に続く形で、斜面の方に「塹堀」といいますが、窪みがあります。更に、右手の方にもう一つ、その殆ど手の加えられていない郭があって、その中に稲荷神社があるというようなこととなります。この稲荷神社の祠は、一番上の南側の丘のような所に鎮座しています。

これは一番南側の崖下になります。もともと地形的にも、独立丘陵をそのまま利用するというよりは、かなり手を加えていると思います。恐らく、斜面がかなり急勾配になっているところが結構ありますので、人為的に手を加えて、それをそのまま城として使っていたと言えるのではないかと思います。

久慈市の分布調査事業の一環で、久慈市教育委員会が久慈城跡の調査を行っています。分布調査ですので、本格的に久慈城跡を掘った訳ではないのですが、4地点で調査を行い、「主郭」に3調査区と4調査区、それから「Ⅱノ郭」に1調査区、それから「Ⅱノ郭」と「Ⅲノ郭」の間に2調査区を設定しています。2調査区は斜面ですので、斜面の様子を知るための調査ということになります。以上のような補助事業による調査が行われていますので、これについて御説明します。

これは3と4調査区、つまり「主郭」に設定した調査区ですが、分布調査ですのでこのような形でトレンチを設定し調査を行いました。「主郭」の2つの調査区では、掘立柱建物跡の柱穴がいくつか見つかりました。先程言いましたように、基盤が固い砂岩層なので、そういう意味では遺構が検出しやすいというか、見易い状況でしたので、形もしっかりしているなという印象です。ちょっと気になるのは、限られた範囲の調査ですので普遍的なことは言えないのですが、どうも柱穴の中に、例えば6という柱穴と11という柱穴ですが、両者の間隔は約2m10cm、つまり7尺です。6と11が同じ建物の柱穴だとすれば、しかも方形の柱穴ということも併せれば、私が掘った一戸城跡の15世紀代の建物跡と共通するのではないかと思います。15世紀の建物はこういうタイプなのです。15世紀の建物は柱間が7尺位で、16世紀になると短くなります。そういうことから考えると、これだけのことで何とも言えないのですが、敢えて言うのであれば、久慈城跡の建物跡は、15世紀ぐらいの可能性があるというような気がいたします。

一方、1調査区と2調査区については、実は遺構が全く発見されていません。この範囲か

らは見つかっていませんが、一応見通し的なことを述べれば、15世紀頃の中世城館跡の可能性が非常に高いと思います。「主郭」に相応しい6のような柱穴が見つかったことなどは、断定的なことは言えないのですけれども、いずれその可能性があるだろうと思います。

出土遺物は量的には少ないのですが、これは白磁ですね、青磁っぽい感じですが、このようなものが出土しています。それから「熙寧元宝」という北宋銭、それとこれは基石で、これが陶器片ですね。それから、これは久慈城跡から出土したと言われている鉄槍先です。調査範囲が狭かったのですが、出土遺物から見ても、中世のある時期にこの地に城があったということは間違いないと考えています。

それから、先程言いましたように、久慈城跡は城跡としての保存状態が非常に良いということです。三戸南部の系統の城館跡の中で、「九戸政実の乱」の際の争いの場にならなかったということがあります。久慈城の城主は、九戸城に籠城してそのまま討ち死にしていますので、ここでの争いがほとんどありませんでした。それからもう一つは、普通の状態ならば、城の破却後に代官所が置かれている。中世城館跡は近世以降も色々な形で使われることが多いのですが、久慈城跡の場合はそのような形跡が全く見られません。久慈城破却後の代官所は、大川目町から6km程離れた市の中心地に造られていますので、そういうこともあって、非常に城の保存状態が良いということが言えると思います。これも先程から言っていることですが、城跡の地盤が固い砂岩層ですので、その後、畑等の形での土地利用がされにくかったという一面もあったと思います。

それともう一つ大事なことは、ここに写真がありますように、地元で積極的に保存活動が行われているということです。城跡だけに限らず史跡の指定の場合、地元での保存活動というのは、国の方でもポイントの一つとして考えるようになってきています。そういう意味でも、久慈城跡に関しては、県の史跡に指定して、今後もそれを活用していただくの価値がある史跡だと思っています。

以上が私の方の説明になります。

(熊谷会長)

ありがとうございます。中世城館としての久慈城跡は、歴史的意義もさることながら、非常に残り具合が良いというようなこと、規模も大きく、何よりも地元での保存それから活用の動きがしっかりしているということがあるのだと思います。何か御質問等あればお受けしますが。

先程の発掘の図面を見るとですね、柱の穴に重複関係があって、少なくとも二時期以降の建物があると。かなり初期段階で大規模な削平工事をして、平坦にした上で建物を造っているようですが、頻繁に建て替えている可能性もありますよね。

(高田委員)

それはそうだと思いますよね、しかも重複していますからね。久慈城跡の場合、同じような規模の柱穴がああいう形で重複しているので、その可能性は多分高いだろうなというふうには思います。

それからもう一つ、冒頭にちょっとお話ししたけれども、歴史的にみて、久慈城跡は北奥羽のいわゆる「蝦夷館」の形式にとてもよく似ていると思います。久慈城跡のように「主郭」から延びる尾根を横にカットして、尾根を区切るという形式が「蝦夷館」の様子に近いと思っています。まだ調査していないので詳しいことは分からないのですが、今後、将来的に城跡の全体的な調査が進めば、もともこの場所にあった「蝦夷館」的な城館を活用したことも明らかになると思っています。特に「堅堀」ですね、ああいう斜面の所に造るのは防御とかの何にも意味がないですよ。むしろ、「堅堀」により区画することに意味があるので、このような遺構は「蝦夷館」の場合に非常に多い形式であり、そのような区画をした所に、神社やお寺などを造ることも蝦夷と呼ばれた地域に多いので、「蝦夷館」と共通性する可能性は高いのかなと思っています。実際は私がそう思っているだけで、実際は調査してみなければ分かりませんが。

(熊谷会長)

ありがとうございます。後は何かございますでしょうか。

(窪寺委員)

指定範囲についてですが、43 頁の説明でもありましたけれども、想定された指定範囲からいくと「馬場跡」あたりを今回の指定範囲に入れていない背景、見解というのはどういうことなのでしょう。

(高田委員)

もちろん、その部分は入れなくてもいいということではありません。将来的には、地元の方でも更に追加指定を希望しているということなのですが、所有者の関係で、実は久慈市の分布調査の前から、県指定史跡の候補になっていたのですが、なかなか所有者の承諾が得られないなどの課題がありました。今回設定した指定範囲は、もちろん所有者からの承諾が得られた範囲ですが、地元ではまずここまですべてを指定しておいて、更に将来的にはその堀跡を含めた範囲の追加指定をお願いするという意向のようです。

(窪寺委員)

今回の指定範囲は個人となっていますが、分筆されている訳ではないのですね。

(高田委員)

分筆されています。

(窪寺委員)

そうすると、通常個人、個人だと一人かなと思ったのですが。

(高田委員)

今の指定範囲では一人です。

(窪寺委員)

そうですか、はい、分かりました。ありがとうございます。

(熊谷会長)

後は何かございますでしょうか。

(兼平委員)

現地に行っていないので教えていただきたいのですが、久慈城跡は非常に保存状態が良いということなのですけれども、南部の城の「諸城破却書立」の中に久慈城というのがあるということで40頁の最後の所書いているのですが、そうすると破却といった場合には、この場合は建物の破却ということによろしいでしょうか。この「諸城破却書立」は色々議論があるところなのですけれども、どういうふうに破却と考えられるのかなと、面白い事例があるのかなと思ったので伺います。

(高田委員)

久慈の山城という形で書かれており、おそらくそれで城としての機能はなくなったというように思います。通常、一戸城などのその他主要な城において、その後、代官が置かれるというような形になります。たまたま久慈城の場合は廃城となり、今の市街地の方に、6km離れた所に代官所が造られたというようなこともあり、城そのものは廃城にはなり破却されたけども、城はそのままの形で、建物は別にして残った、という形だと思います。

(兼平委員)

ありがとうございました。

(熊谷会長)

天正19年から20年の混乱の中で、久慈城は北奥羽の中できちんとして残った城の一つです。城割りにあった訳でありますけれども、そういった意味でも保存状態が良いということが確認できたというようなことから、今回の諮問ということになったかと思います。他に何かございますでしょうか。

(高田委員)

実はですね、この著書には書いてありますけれども、三戸南部の城館の中では、例えば三戸城とかですね、それから九戸城、一戸城、いろんな大きな城跡があるのですけれども、タイプが2つあるのですよね。

1つは大きな大規模な堀で区画された、そういう城跡と、それから今回の久慈城みたいに尾根に独立丘陵みたいなのところにずっと平場をいくつも造って、そして郭として利用をするというようなのがあってですね、実はもともと三戸南部の本拠地であった三戸城と久慈城が実は同じタイプなのです。形も非常に似ている。三戸城の場合は、その後近世になってから改変されて利用されるので、今までは県の指定になれなかったのですけれども、実は最近国の指定になりました。三戸城跡は、三戸町でかなり初期に発掘調査を行っており、近世にしたことまでを含む形で、昨年12月に国の文化審議会の答申がありました。近世を含む形ということについて、私もそれを聞いてびっくりしました。しかし、そういう考え方もあるわけですから、近世にしたことを含めて城としての価値があるというようなことが認められたのだと思うのですけれども。実は、久慈城跡の場合は先程から言っているように、その辺は手を付けられていないのですよね。そういう意味でも、中世城館跡としての価値は非常に高いのではないかなというふうに思っています。久慈城跡は、タイプとしては三戸城跡と

同じタイプになります。

(熊谷会長)

ありがとうございます。名久井岳の麓に恵光院(長谷寺)という古いお寺がありまして、そこから三戸城跡を見ると、連郭式の段々が明瞭に見えてくる場所があります。連郭式の代表的な形を取っている中世の城跡は、岩手県内では久慈城跡ほどしっかりしているものはないのではないかと思います。

(熊谷会長)

それでは、本日諮問がありました3件について、1件ずつ指定について評決させて頂きたいと思います。

1件目、「盛岡藩操座元鈴江四郎兵衛関係資料」について、岩手県指定有形民俗文化財に指定することにご異議ございませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(熊谷会長)

2件目、「南日詰大神楽」について、岩手県指定無形民俗文化財に指定することにご異議ございませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(熊谷会長)

3件目、「久慈城跡」について、岩手県指定史跡に指定することにご異議ございませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(熊谷会長)

それでは、本日諮問がありました3件につきましては、提案のとおり岩手県指定文化財に指定するよう答申することで決させて頂きたいと思います。ありがとうございます。